

ワールドマスタースゲームズ 2027 関西 閉会式基本方針作成業務委託仕様書

1 業務名称

ワールドマスタースゲームズ 2027 関西 閉会式基本方針作成業務委託

2 事業趣旨

ワールドマスタースゲームズは、おおむね4年ごとに開催されている生涯スポーツの国際競技大会であり、2027年の大会は、ワールドマスタースゲームズ 2027 関西（以下「本大会」という。）として、関西広域で開催される。本大会は、関西の文化、観光、産業、環境など、優れたコンテンツを世界へ発信する場とするとともに、多世代、多地域、多文化の交流を通じて相互理解を促進し、多様性の集結による共感と大会の一体感を創り出すことを目標としている。

本大会閉会式は、参加者の交流をはじめ、生涯スポーツの機運づくりの醸成、関西及び大阪の多彩な歴史・文化・観光資源などの魅力を国内外に発信することを目的として開催される。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 本大会及び閉会式の概要

(1) 大会概要

- ・大会名 ワールドマスタースゲームズ 2027 関西
- ・主催 公益財団法人ワールドマスタースゲームズ 2021 関西組織委員会
- ・大会期間 令和9年5月14日（金）～30日（日）（17日間）
開会式：令和9年5月14日（金）
閉会式：令和9年5月30日（日）
- ・公式競技 全35競技59種目
- ・開催場所 競技：関西各地域
開会式：京都市
閉会式：大阪市
- ・参加対象者 概ね30歳以上とし、競技ごとに別に定める

※大会基本理念及び大会テーマコンセプトは、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西 HP を参照のこと。

<https://wmg2027.jp/games/aboutwmg.html>

(2) 閉会式

- ・日程 2027（令和9）年5月30日（日）
- ・所要時間 2～3時間程度
- ・会場 大阪市内中心地において交通至便の会場であること
- ・参加者数 3,000～5,000人

5 業務内容

ワールドマスタースゲームズ 2021 関西 大阪市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び公益財団法人ワールドマスタースゲームズ 2021 関西組織委員会（以下「組織委員会」という。）と調整を行いながら、次の業務を行う。

（１）閉会式基本方針の策定

- ・ 式典指針及びコンセプト

（２）式典全体構成及び演出計画の作成

※オフィシャルスピーチ、IMGA 旗降納及び次回開催都市（オーストラリア・パース）への引渡し、次回開催都市のスピーチ、閉会宣言は、必須プログラムとしている。

※関西の魅力を含んだ文化・歴史的要素のある演目を取り入れること。

（３）会場計画の作成

- ・ レイアウト図、ステージ図面、配席図等

（４）予算・スケジュール

- ・ 全体準備スケジュール
- ・ 閉会式典に要する経費の概算

（５）作業スケジュール

令和 7 年	9 月中旬	契約
令和 7 年	9 月中旬 ～ 12 月末	協議・打合せ
令和 7 年	11 月末	成果物素案提出
令和 8 年	3 月末	最終成果物提出

6 成果物の提出

（１）成果物

電子データにより提出するとともに、実行委員会が指定するものについては、必要部数を紙で提出すること。なお、必要に応じて概要版等の提出を求める場合がある。

（２）成果物の帰属

本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権を含む。）その他の権利は、すべて実行委員会に帰属する。

7 その他

（１）提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではない。

（２）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市経済戦略局企画総務部総務課へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市経済戦略局企画総務部総務課へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限って、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること